

2013年2月13日

報道関係各位

NECネットエスアイ株式会社
NECモバイルリング株式会社

NECモバイルリングの移動通信基地局関連事業の会社分割(簡易吸収分割)による
NECネットエスアイへの承継に関する吸収分割契約締結について

NECモバイルリング株式会社(本社:東京都千代田区 代表取締役社長:山崎耕司、以下、NECモバイルリング)とNECネットエスアイ株式会社(本社:東京都文京区 代表取締役執行役員社長:和田雅夫、以下、NECネットエスアイ)は、本日(2013年2月13日)開催の両社の取締役会において、2013年4月1日を効力発生日として、NECモバイルリングの移動通信基地局に関するエリア調査/設計・最適化、設置工事・試験及び保守等のシステムエンジニアリング事業(以下、対象事業)を簡易吸収分割(以下、本分割)により、NECネットエスアイが承継することを決議し、本日、吸収分割契約を締結いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本分割の目的

NECモバイルリングは、携帯電話事業者の大手一次代理店として携帯電話販売店網を全国に展開し、また、携帯電話の修理などのソリューション事業も提供しています。今後、顧客接点となる販売店網を拡大し、携帯電話/スマートフォンとその周辺商材に加え、サポート・サービス領域まで含めてお客さま満足を提供することで企業価値を向上することを目指しています。

対象事業については、1980年代にページャ無線呼出し装置の基地局建設業務を開始し、アナログ/デジタル移動通信システム、さらには第3世代から第4世代のLTE(Long Term Evolution)システムへと、移動通信技術の飛躍的な進化とともに発展してまいりました。現在は、特にエリア調査/設計・最適化などの上流工程、及び保守サービスに強みを持ったトータルソリューションを提供しており、NECモバイルリングの連結売上高の約5%を占めています。

一方、NECネットエスアイは、明日のコミュニケーションをデザインする会社として、企業、通信事業者、官公庁/社会インフラ事業者といった幅広い顧客に対し、ネットワークをコアとしたICT(情報通信技術)システムのコンサルティング、システム構築、施工から保守、運用、ア

ウトソーシングに至るトータル・サービスを提供しております。

現在、通信事業者は、スマートフォンの急激な普及に伴う通信量の増加への対応や、LTE システムの導入などネットワーク強化に力を入れており、NECネットエスアイは、この動きに対し、移動通信基地局の設置から基幹ネットワークの設計・システム構築、保守・運用まで、全てのネットワーク領域において積極的に対応し、事業拡大を図っております。

対象事業は、スマートフォンの急速な普及と高速通信ネットワークの発展に加え通信事業者間の競争により、高い市場成長が見込まれる一方で、この分野に特化した企業との競争が激化しており、今後の成長・発展のためには、高い技術力に加えてスケールメリットを持った事業展開が必要と考えられます。NECモバイルリングは、自社の資源でこれを拡大するよりは、エリア調査・最適化など上流工程のエンジニアリングに関する自社の強みを活かして相互に補完できる企業との事業統合を行い、携帯電話の販売及び修理事業に経営資源を集中させることがNECモバイルリングにとって有益であると判断いたしました。一方、NECネットエスアイは、移動通信基地局関連事業においては、特に施工に強みを持っており、事業統合により基地局関連事業分野に係る人材、技術、ノウハウを集約し、バリューチェーンを補強することで、移動通信基地局から基幹ネットワークに至る全てのネットワークに対する一気通貫のサービス提供力を強化し、更なる事業拡大が可能と判断いたしました。これらのことから、両社で対象事業の統合について協議を行った結果、今回の吸収分割契約締結に至ったものです。

2. 本分割の概要

■分割する事業部門の概要：

NECモバイルリングにおける、移動通信基地局に関するエリア調査／設計・最適化、設置工事・試験及び保守等のシステムエンジニアリング事業

■分割する事業部門の経営成績

売上高 6,651 百万円（2012 年 3 月期）

■分割する資産、負債の項目及び金額

（2012 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	1,022	流動負債	—
固定資産	114	固定負債	—
合計	1,136	合計	—

なお、上記金額は、2012 年 9 月末現在のものであり、実際に分割する資産、負債については、上記金額に本分割効力発生日前日までの増減を加味したうえで確定いたします。

■分割に係る割当の内容

本分割に際して、吸収分割承継会社であるNECネットエスアイは、吸収分割会社であるNECモバイルリングに対して、本会社分割の対価として現金 22 億円を交付します。本対価については、2013 年 3 月 31 日の承継するたな卸資産残高及び固定資産残高の合計額により、調整される可能性があります。

■承継会社が承継する権利義務

吸収分割承継会社であるNECネットエスアイは、効力発生日において、吸収分割会社であるNECモバイルリングとの間で締結した吸収分割契約に基づき、対象事業を遂行する上で必要と判断される資産、負債、契約その他の権利義務を承継します。

本分割においてNECネットエスアイは雇用契約を承継しませんが、効力発生日以降、NECモバイルリングから対象事業に従事する従業員の出向を受け入れ、その後、転籍となる予定です。

3. 本分割に係る割当ての内容の算定根拠等

■算定の基礎および経緯

本分割により分割される対象事業の価値算定にあたって公正性・妥当性を確保するための手続きの一環として、NECモバイルリングは大和証券株式会社(以下、大和証券)を、NECネットエスアイは笠原公認会計士事務所を、それぞれの独立の第三者算定機関として選定し、対象事業の価値算定を依頼し、それぞれ事業価値算定書を取得しております。これら当該第三者算定機関による算定結果を参考に、対象事業の財務状況、資産の状況、将来の見通し等の要因、さらにはNECネットエスアイにおける税効果メリットなどを総合的に勘案し、両社で対象事業の価値について慎重に協議を重ねました。その結果、両社は本分割の対価として交付される現金の金額は上記2. の金額が妥当であり、両社の株主の利益に資すると判断し、合意に至りました。なお、大和証券及び笠原公認会計士事務所は、いずれもNECモバイルリング及びNECネットエスアイの関連当事者に該当せず、本分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

■公正性を担保するための措置

NECモバイルリングとNECネットエスアイは、いずれも日本電気株式会社(以下、NEC)の連結子会社であることから、本分割に際して対価の公正性を担保するため、前述の独立第三者算定機関に、それぞれ対象事業の価値算定を依頼しました。

また、NECモバイルリングは、NEC及びNECネットエスアイと利害関係を有しないTMI総合法律事務所から、またNECネットエスアイは、NEC及びNECモバイルリングと利害関係を有しない中村・角田・松本法律事務所から、本分割を行うことについての決定が、それぞれの会社の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の意見書を、それぞれ入手しており

ます。

■利益相反を回避するための措置

NECモバイルリングの取締役のうち、NECの従業員である松倉肇氏及び木下肇氏は、利益相反を回避するため、NECモバイルリングの取締役会における本分割に係る審議及び決議には参加しておりません。また、NECモバイルリングの監査役のうち、NECの従業員である川上耕毅氏は、利益相反を回避するため、NECモバイルリングの取締役会における本分割に係る審議には参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

一方、NECネットエスアイの取締役のうち、NECの従業員である新野哲二郎氏及び橋谷直樹氏は、利益相反を回避するため、NECネットエスアイの取締役会における本分割に係る審議及び決議には参加しておりません。

ご参考：[NECモバイルリングの移動通信基地局関連事業の会社分割\(簡易吸収分割\)によるNECネットエスアイへの承継に関する吸収分割契約締結について\(東証適時開示資料全文\)](#)

<本件に関するお問い合わせ先>

NECネットエスアイ株式会社

企画部 高須/水落

電話：(03)6699-7007

eメールアドレス：contact@nesic.com

NECモバイルリング株式会社

経営企画部 広報IR室 山口

電話：(03)5532-3320

eメールアドレス：press@mobiling.nec.co.jp